

議案第56号

石岡市国民宿舎つくばね条例を廃止する条例を制定することについて

石岡市国民宿舎つくばね条例を廃止する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月2日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提案理由

令和2年10月31日をもって、石岡市国民宿舎つくばねを廃止するため。

石岡市国民宿舎つくばね条例を廃止する条例

石岡市国民宿舎つくばね条例（平成18年石岡市条例第41号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。
（石岡市公共施設の暴力排除に関する条例の一部改正）
- 2 石岡市公共施設の暴力排除に関する条例（平成17年石岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。
別表中「石岡市国民宿舎つくばね条例（平成18年石岡市条例第41号）」を削る。